

# 令和7年度 派遣先事業所向け オンラインセミナー

## 有料職業紹介事業等の利用上の留意点

トラブル事例や人材サービス総合サイトの活用等

令和8年1月  
富山労働局 職業安定部 需給調整事業室

# トラブル事例と対策

---

# トラブル事例(職業紹介事業者に係るもの)

## 事例1

紹介を受けて採用した労働者が、採用後、数日勤務しただけで退職した。

職業紹介事業者からは、返戻金規定に則り一定割合減額された手数料を請求されたが、ほとんど働いていないので、支払いには納得できない。

### 【トラブルを防止するため】

①契約前に、利用料金(手数料)や返戻金、違約金等の規定をよく確認し、不明な点は説明を求めましょう。

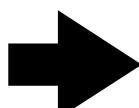
◎職業紹介事業者や募集情報等提供事業者は利用料金等について、書面または電子メールその他適切な方法により、あらかじめ求人者に対し誤解が生じないよう明示する義務があります。

②早期離職が発生した場合、事後対処(就労期間や離職理由を勘案した返戻率の検討、追加料金なしで他の求職者を紹介する等)について職業紹介事業者に相談しましょう。

労働者が休職しているうちに返戻金対象期間が終了してしまった事例もあることから、例外的な事象の場合の利用料金等について速やかに相談しましょう。

◎事業者は苦情相談窓口を設け、求人者からの苦情・相談に対応することが求められています。

※利用料金に関する事案は、民事契約に係るものであり、最終的には司法の判断に委ねられるものであります。



早期離職を想定し、**契約締結前に契約内容を十分に確認・検討することが有効です。**  
契約内容に納得できない事業者とは契約しないようご留意ください。

# トラブル事例(募集情報等提供事業者に係るもの)

募集情報等提供事業者とは…

「求人メディア」や「人材データベース」など、募集情報等を提供する事業のことです。

例えば、ウェブ上に求人を載せたり、応募やスカウトメールの発信を、アプリ上で求人者・求職者間で直接行う機能を提供するサービスは「募集情報等提供事業」になります。

## 事例2

自社サイトで求人募集を出していたら、募集情報等提供事業者から連絡があり、求人情報サイトに載せないかと言われた。3週間無料掲載後有料(6か月間は月5万円)になるが、その前に解約すれば無料となると言われて契約したが、解約をしようとしたところ、連絡がつかないうちに期間を過ぎ、その後、一括で30万円を請求された。

### 【トラブルを防止するために】

- ①事例1での対策と同様、契約前に、無料期間や有料へ移行する前の解約方法、途中で充足した場合の取扱い等の内容をよく確認し、不明な点は説明を求めるましょう。
- ②当初利用料金無料という謳い文句の営業トラブルは特に多く見られますので、無料と言われてもむやみに契約しないようにしましょう。

# トラブル事例(募集情報等提供事業者に係るもの)

## 事例3

募集情報等提供事業者Aのサイトから応募した求職者を採用したら、募集情報等提供事業者Bからも成功報酬を請求された。

### 【トラブルを防止するために】

①採用の経緯を整理しておき、他の事業者から請求を受けた場合にはこれを提示し、当該事業者から受けたリコメンド(条件に合った求職者情報の提供)等による情報提供は、当該採用とは直接関係がないという認識であることを、資料をもって説明できるようにしておきましょう。

②成功報酬型のサービスの契約に際しては、特に以下の事項に関する定めの有無および内容を、契約前に確認しましょう。

- 労働者を採用したときの募集情報等提供事業者への報告(その期限や方法を含む。)
- 労働者との連絡方法(連絡手段に関する制限の有無など)
- 情報提供を受けた労働者を他の機関経由等で採用した場合の扱い
- 違約金や返戻金について
- 契約主体(求人事業所のみに適用されるか、法人全体に適用されるか)

「適正な明示がない事業者」や「返戻金の相談等に誠実な対応をしない事業者」については、富山労働局需給調整事業室までご連絡ください。

# 人材サービス総合サイトの活用

---

# 厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」をご活用ください！

国内全ての職業紹介事業者に関する以下の情報を確認することができます。  
事業者を選択する際などにご活用ください。

- 紹介事業者があっせんした就職者数、就職者数のうち採用後6か月以内の離職者数
- 紹介手数料の実績
- 返戻金制度の有無・内容 など



人材サービス総合サイト  
<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>



## 参考1: 職業紹介優良事業者認定制度

法令遵守及び採用・定着/マッチングについて一定の基準を満たした事業者を認定しています。



## 参考2: 医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者の認定制度

医療・介護・保育の団体の皆様のご協力をいただいて定めた基準を満たす有料職業紹介事業者を「適正な有料職業紹介事業者」として認定、公表しています。



さいごに、  
アンケートの記入、提出をお願いします。

(本日16:00以降、アンケート依頼メールが届きます。)

